



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年5月22日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 板倉敏和

### 1 入札に付する事項

#### (1) 借入をする物品等及び数量

FAX蓄積制御・同報処理サーバその他周辺機器 一式

#### (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

#### (3) 借入期間

平成20年12月1日から平成27年11月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

#### (4) 借入場所

長野県危機管理部消防課

#### (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者とします。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

#### (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

#### (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

#### (4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

#### (5) 借入物品等に関し、アフターサービス（修理等）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

#### (6) 県内に本店又は営業所を有する者であること。

### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県危機管理部消防課

電話 026 (235) 7183

### 4 入札手続等

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年7月4日 午前10時30分

イ 場所 長野県庁西庁舎 災害対策本部室

#### (3) 郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成20年7月3日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県危機管理部消防課

#### (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

#### (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

#### (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

#### (7) 契約書作成の要否

必要とします。

#### (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

### 5 その他

#### (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

#### (2) 詳細は、入札説明書によります。

### 6 Summary

#### (1) Nature and quantity of the products to be leased:

A server for fax data accumulation, control and broadcast processing, and a complete set of peripherals

#### (2) Lease Duration:

From December 1, 2008 until November 30, 2015

#### (3) Delivery place:

Fire Prevention Division, Crisis Management Nagano Prefecture

#### (4) Contact place for information about the tender;

description / conditions / and other inquiries:

Fire Prevention Division, Crisis Management Nagano Prefecture

692-2 Aza-Habashita Oaza-Minaminagano Nagano City (380-8570)

T E L: 026-235-7183 (Contact for inquiries)

#### (5) Time and place for the tender and bid opening:

Time: 10:30 AM July 4, 2008

Place: Disaster Headquarters, Nagano Prefectural

Government West Annex

- (6) Time limit for the tender by mail and the delivery location:  
Time: 5:00 P M July 3, 2008  
Place: Fire Prevention Division, Crisis Management  
Nagano Prefecture  
380-8570 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural Government)

消 防 課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年5月22日

長野県知事職務代理者  
長野県副知事 板倉敏和

### 1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量  
情報更新サーバ一式
- (2) 物品等の特質  
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間  
平成20年7月1日から平成25年6月30日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
- (4) 借入場所  
入札説明書及び仕様書によります。
- (5) 入札方法  
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県企画部情報統計課情報システム推進室  
電話 026(235)7071

### 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成20年6月2日(月) 午前10時から  
イ 場所 長野県庁 西庁舎108号会議室
  - (3) 郵送による入札の可否  
郵送による入札は、受け付けません。
  - (4) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (5) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (6) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
  - (7) 契約書作成の要否  
必要とします。
  - (8) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- ### 5 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
  - (2) 詳細は、入札説明書によります。

情報統計課情報システム推進室

## 公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年5月22日

長野県知事職務代理者  
長野県副知事 板倉敏和

- 1 申請のあった年月日  
平成20年5月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人地域コミュニティ再生推進研究会
- 3 代表者の氏名  
若狭清史
- 4 主たる事務所の所在地  
長野市北石堂町1182 VIEUXビル5F
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、心身の健康を図る事業を行うことにより、住民生

活の向上(まちづくり)・人口増加・観光客(経済活動の活性化)の増加の促進に寄与し、地域社会全体の自活力の増進を目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年5月22日

長野県知事職務代理者  
長野県副知事 板倉敏和

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)アリオ上田 上田市天神3丁目土地区画整理事業区域内1街区 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所 日本たばこ産業株式会社 東京都港区虎ノ門2-2-1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称(氏名)及び住所 株式会社イトーヨーカ堂 東京都千代田区二番町8-8 ほか
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 平成21年9月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 30,084平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 (1) 駐車場の収容台数 1,750台 (2) 駐輪場の収容台数 870台 (3) 荷さばき施設の面積 445平方メートル (4) 廃棄物等の保管施設の容量 276立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時 (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後10時30分まで (3) 駐車場の自動車の出入口の数 13か所 (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 8 届出年月日 平成20年5月12日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所 長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課
- 10 縦覧の期間 平成20年5月22日から平成20年9月22日まで

- 11 意見書の様式 長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 12 意見書の提出先 長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年5月22日

長野県知事職務代理者  
長野県副知事 板倉敏和

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 南松本ショッピングセンター 松本市高宮中1-20
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所 株式会社アップルランド 松本市大字今井7155-28 株式会社イトーヨーカ堂 東京都千代田区二番町8-8
- 3 変更しようとする事項

(1) 駐車場の収容台数

番号	変更前	変更後
1	227台	157台
2	150台	83台
3	212台	146台
4	210台	221台
5	216台	221台
6	155台	155台
合計	1,170台	983台

(2) 駐輪場の収容台数

番号	変更前	変更後
1	10台	10台
2	10台	10台
3	117台	40台
4	100台	100台
5	120台	120台
6	80台	80台
7	20台	20台
8	50台	50台
合計	507台	430台

- 4 変更する年月日  
平成20年12月25日
- 5 届出年月日  
平成20年4月24日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成20年5月22日から平成20年9月22日まで

- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第60条の規定により、地方卸売市場の廃止を次のとおり許可しました。

平成20年5月22日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 板倉敏和

地方卸売市場の名称	所在地	開設者	許可年月日
篠ノ井丸果青果地方卸売市場	長野市篠ノ井布施高田999番地	株式会社篠ノ井青果市場	平成20年5月16日

農業政策課農産物マーケティング室

公告

地方卸売市場等に関する条例(昭和46年長野県条例第55号)第13条の規定により、地方卸売市場における卸売の業務の廃止について次のとおり届出がありました。

平成20年5月22日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 板倉敏和

卸売業者の名称	卸売業務を廃止する市場の名称	所在地	廃止年月日
株式会社篠ノ井青果市場	篠ノ井丸果青果地方卸売市場	長野市篠ノ井布施高田999番地	平成20年5月31日

農業政策課農産物マーケティング室

公告

県営原村西部地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成20年5月22日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 板倉敏和

- 1 土地改良事業の名称  
県営ほ場整備事業
- 2 工事の着手年月日  
平成16年5月20日
- 3 工事の完了年月日  
平成19年12月12日

農地整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成20年5月22日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 板倉敏和

- 1 都市計画の種類及び名称  
諏訪都市計画地域地区(用途地域)
- 2 縦覧場所  
長野県建設部都市計画課及び諏訪市役所

都市計画課

## 公告

南佐久郡川上村による川端下地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成20年5月22日

長野県佐久地方事務所長 木曾 茂

## 1 縦覧に供する書類

- (1) 条例の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成20年5月23日から6月19日まで

## 3 縦覧の場所

南佐久郡川上村役場

農地整備課

## 公告

上伊那郡伊那土地改良区の土地改良事業（いな利天地地区）計画変更認可申請は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成20年5月22日

長野県上伊那地方事務所長 宮坂 正巳

## 1 縦覧に供する書類

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 定款の写し

## 2 縦覧の期間

平成20年5月23日から6月19日まで

## 3 縦覧の場所

伊那市役所、上伊那郡箕輪町役場及び上伊那郡南箕輪村役場

農地整備課

## 公告

平成20年5月13日、下水内郡栄村による中野地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成20年5月22日

長野県北信地方事務所長 海野 忠一

農地整備課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成20年5月22日

長野県佐久地方事務所長 木曾 茂

## 1 (1) 許可番号 平成20年3月11日

長野県佐久地方事務所指令19佐地建第19-41号

## (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字東野沢原1310-3

## (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区丸の内3-1-1 東京共同会計事務所内

軽井沢ゲート・ホームズ特定目的会社

取締役 大山 賢一

## 2 (1) 許可番号 平成20年2月15日

長野県佐久地方事務所指令19佐地建第19-28号

## (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字長倉字東原665-1、665-2、665-3、667-6、667-7、667-9

## (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間市牛沢町1-6

大畑工務店株式会社 代表取締役 大畑 武

建築指導課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成20年5月22日

長野県上小地方事務所長 安江 幸大

## 1 許可番号 平成20年2月4日

長野県上小地方事務所指令19上小地建第8-8号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上田市大字古里字篠井原739-1、739-2、740-1の一部、740-4、740-5、740-6、740-7、740-8、740-9、740-10、740-11、740-12、740-13、740-14、740-15、740-16、740-17

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市南千歳町878番地

株式会社守谷商会 代表取締役 伊藤 隆三

建築指導課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成20年5月22日

長野県松本地方事務所長 鎌田 泰太郎

## 1 (1) 許可番号 平成20年1月28日

長野県松本地方事務所指令19松地建第34-15号

## (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘堅石字桔梗ヶ原2145-127、1245-324、2145-330、2145-331、2145-332、2145-333、2146-382

## (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市大字笹賀5929-7

高原不動産株式会社 代表取締役 高原 厚

## 2 (1) 許可番号 平成20年3月4日

長野県松本地方事務所指令19松地建第34-16号

## (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘郷原字桔梗ヶ原1762-218、1762-58、1762-343、1762-520



## (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字広丘堅石2145-318

有限会社カタギリ開発 代表取締役 片桐素秀

建築指導課

## 正 誤

平成20年4月24日付け公告「土地改良区の役員の就任及び退任」中

ページ	行(箇所)	誤	正
12	左側下から9	横 沢 喜 造	横 沢 喜 造
12	左側下から7	西 山 譲	西 山 護
12	左側下から3	中 村 裕 介	中 村 祐 介
12	右側上から3	種 山 喜代文	種 山 喜代文
12	右側上から6	平 井 優 一	平 出 優 一

農地整備課